

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分及び保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成30年9月14日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件停止処分」という。）及び同年10月4日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」といい、本件停止処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張していると解される。

請求人自身が生活保護の停止・廃止を申し出たわけではなく、また、処分庁は請求人に確認もせず生活保護の停止・廃止を行ったことから、本件各処分は違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月15日	諮問
令和元年 5月10日	請求人から主張書面を收受
令和元年 5月23日	審議（第33回第1部会）
令和元年 6月20日	審議（第34回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準及び程度

法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされ、同条2項によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7・1によれば、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」とされている。

(2) 保護の停止及び廃止

法26条前段によれば、「保護の実施機関は、被保護者が保護を

必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-15（答）によれば、被保護者が被疑者として警察署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされている。これを踏まえて、「生活保護運用事例集 2017年版」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。）問8-29（答）は、被保護者が警察署に留置された場合、留置の日の翌日付けで全ての最低生活費の計上を停止し、その後、被保護者に係る公訴が提起された場合は、保護を廃止するとされている。

なお、事例集における上記取扱いは、法26条前段の趣旨に合致するものであって、合理性があるものと認められる。

2 本件各処分を検討

- (1) 平成30年9月12日に、請求人は、本件被疑事実により逮捕され、〇〇警察署で留置されたことから、処分庁は、同月14日に本件停止処分を行ったことが認められる。そして、同年10月3日に、請求人について、本件被疑事実に係る公訴を提起されたことから、処分庁は、同月4日に本件廃止処分を行ったことが認められる。
- (2) 以上のとおり、請求人が逮捕されて以降、請求人に対する保護が必要なくなったのであり、処分庁は、そのことを確認した上で請求人に対し本件各処分を行ったのであるから、本件各処分は、いずれも上記1・(2)の法、問答集及び事例集の取扱いに従った適正なものといえる。

したがって、本件各処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張するが、処分庁は、法26条前段の規定に基づく保護の停止又は廃止を、職権で行うことができるのであり、また、保護の停止又は廃止を行うに当たり、請求人に聴聞等の機会を与える必要はなかったといえる（法29条の2参照）。

また、請求人は、当審査会が請求人から令和元年5月10日付けで收受した主張書面において、〇〇市福祉事務所から毎月支給される保護費のうち食費、宿泊費、雑費等は〇〇に差し引かれており、請求人本人に支払われるのは、2、3万円の残金のみであるとして、本件停止決定通知書に記載された保護費の返納義務は、〇〇が負うべき旨主張している。

この点について、保護費は、通常、〇〇市福祉事務所から〇〇に毎月3日に送金され、4日には〇〇を経由して食費等が差し引かれた額を請求人が受領する実態が認められる。そして、請求人が提出した主張書面においても、平成30年9月分の支給について特段の主張はなかったことから、概ね同月4日前後に〇〇を経由して請求人が受領していたと認められる。以上より、請求人が逮捕・勾留された同月12日の時点では、請求人が同月分の保護費を何らかの形で受領していたと認められることから、請求人は保護費の返還を免れることはできない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹